権　利　擁　護

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々の財産や生活、権利を守る制度です。

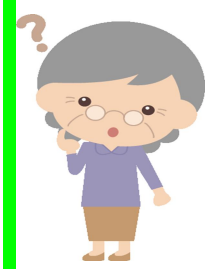
法定後見制度

類型	該当になる方	後見人が行う支援内容
後見	精神上の障害（認知症・知的障害・精神障害など）により、判断能力が欠けているのが通常の状態にある方	本人に代わって契約を結ぶことができます。 また、本人が一方的に不利益な内容で契約してしまった場合にも、契約を取り消すことができます。
保佐	精神上の障害（認知症・知的障害・精神障害など）により、判断能力が著しく不十分な方	借金や相続、増改築など重要な行為について同意したり、本人が保佐人の同意を得ないで行ったこれらの行為を取り消すことができます。 また、家庭裁判所が認めた事項について、本人に代わって契約を結ぶことができます。
補助	軽度の精神上の障害（認知症・知的障害・精神障害など）により、判断能力の不十分な方	家庭裁判所が認めた事項について、本人に代わって契約を結んだり、取り消すことができます。

任意後見制度

本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断の能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自ら選んだ代理人を決めておく制度です。
本人の判断能力が不十分になってしまったときに、あらかじめ任意後見人として定めていた人が、財産管理や契約などを本人に代わって行います。

「制度を利用するにはどうすれば良いのか」



本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者などが、家庭裁判所に申し立てる必要があります。また申し立てる親族がいない場合には、市長が家庭裁判所へ申し立てを行います。

詳しくは、最寄りの家庭裁判所または、勝浦市地域包括支援センターへご相談ください。

悪質商法から高齢者を守るには

① 悪質な訪問販売

「無料で耐震診断をします」などと言って、家に上がり込み「このままでは危険、すぐに工事が必要です」と契約を迫ってくるケースや、「必要ありません」と断っても帰らないケースなどがあります。

〈対策〉

○予定にない訪問者は家に上げない。

○ことわっても帰らずしつこく勧誘するのは違法。警察に通報する。



② 悪質な電話勧誘販売

一方的に電話をかけてきて「○○は好きですか？」と聞き、「好きですが・・・」と答えただけで送りつけてくるケースや、「注文の商品を送ります」と電話があり、注文していないと言っても「キャンセルはできない、訴えますよ」と脅されるケースなどがあります。

〈対策〉

○知らない人からの電話は不用意に応対しない。「おかしいな」と思ったら、「必要ありません」ときっぱり断る。

○セールスの電話が多い場合、家にいるときも留守番電話の設定にしておき、知っている相手の時だけ電話に出るようにする。

③ 振り込め詐欺

家族や親族、警察官や弁護士などのふりをして電話をかけてきて、様々な理由でお金を請求してきますが、最近では事前に「携帯電話の番号に変わった」と連絡してきたり、「家までお金を取りに行く」と振り込み以外の方法を指示するケースも増えています。

〈対策〉

○電話で「お金を振り込んで」「お金を渡して」などの話が出たら、すぐ詐欺を疑う。

○「自分にも電話がかかってくるかもしれない」と考え、日々用心する。

④ 催眠商法

「来場するだけで景品プレゼント」などの文句で狭い会場に大人数を集め、プレゼントや格安の商品販売で人を興奮させたところで、高価な健康器具や食品などを売りつけます。

〈対策〉

○「無料」や「プレゼント」は、下心がある証拠。そうした客寄せにつられない。

○閉め切った空間や自由に出入りできそうにない場所には近づかない。

「もし被害にあってしまったら」



いったん契約してしまっても、法律で定められた期間内であれば無条件で契約を解除できる「クーリング・オフ」制度や、不適切な勧誘行為があった場合に契約を取り消すことができる法律があります。

できるだけ早く消費生活センターなどに相談しましょう。

消費者ホットライン	☎１８８（イヤヤ！）
千葉県消費者センター	☎０４７－４３４－０９９９
千葉県くらし安全推進課	
・貸金業	☎０４３－２２３－２２６２
・消費者行政	☎０４３－２２３－２２９６